

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

名古屋市人事委員会委員長 鈴木 典 行

名古屋市人事委員会規則第 1 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年名古屋市人事委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 市長事務部局関係の表総務局本庁の項中「総務課課長補佐（管理）」を「総務課課長補佐（庁舎管理） 行政改革推進課課長補佐（行政改革推進統括）」に、「人事課課長補佐（定年延長に係る調整）」を「人事課課長補佐（人材確保に係る特命事項の処理）」に改め、同表財政局本庁の項中「財政課課長補佐（予算に係る企画調整等）」を「財政課課長補佐（予算に係る企画調整等） 財政課課長補佐（予算編成システムの構築）」に改め、同表健康福祉局の項中

「

知的障害者更生相談所	所長
身体障害者更生相談所	所長

談所		を
精神保健福祉センター	所長 副所長 担当課長	
厚生院	院長 次長 課長 診療科部長	
中央看護専門学校	校長 課長 研修センター所長	
八事霊園・斎場管理事務所	所長	
食品衛生検査所	所長	
動物愛護センター	所長	
食肉衛生検査所	所長	
衛生研究所	所長 副所長 課長 担当課長 部長	

「

厚生院	院長 課長 診療科部長	に
知的障害者更正相談所	所長	
身体障害者更正相談所	所長	
精神保健福祉センター	所長 副所長 担当課長	
衛生研究所	所長 副所長 課長 担当課長 部長	
八事霊園・斎場管理事務所	所長	
食品衛生検査所	所長	
動物愛護センター	所長	
食肉衛生検査所	所長	

改める。

別表第 3 教育委員会関係の表事務局の項中「教育次長 学校づくり推進監

理事」を「教育次長」に、「総務課課長補佐（人事）」を「人事課課長補佐（事務局人事）」に改め、同表中

「

子ども適応相談センター	所長 指導主事
-------------	---------

を

」

「

教育支援センター	所長 指導主事
----------	---------

に

」

改める。

別表第 6 監査委員関係の表事務局の項中「監査管理課課長補佐（庶務）」を「管理課課長補佐（庶務）」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。